

第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 令和2年11月17日(火) 午後2時から
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎3階 庁議室
- 3 出席委員 山田会長、神田副会長、高橋委員、中村委員、山本委員、石井委員、笠間委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
 - ・コミュニティ課 齊藤コミュニティ課長、安達係長
 - ・農業振興課 染谷農業振興課長、海老原課長補佐、小林係長
 - ・商工振興課 渋谷経済振興部次長兼商工振興課長、秋元誘致推進室長、張替事務員
 - ・指導課 木藤指導課長補佐、岩見指導主事
 - ・障害者支援課 岩本障害者支援課長補佐、時田係長
 - ・クリーンセンター 小野環境部次長兼クリーンセンター所長、石田副所長
- 6 事務局 浅水財政部長、村山財政調整課長、福吉課長補佐、加茂副主査、吉野主事、加藤会計年度任用職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 対象補助金のヒアリング
 - ①自治会館建設事業補助金(コミュニティ課)
 - ②福祉タクシー利用補助金(障害者支援課)
 - ③再生資源物回収事業奨励金(クリーンセンター)
 - ④農林水産業の振興に関する補助金(高生産推進事業費)(農業振興課)
 - ⑤企業等立地促進奨励金(商工振興課)
 - ⑥児童生徒大会派遣事業補助金(指導課)
 - (2) その他

開 議 14時00分

(山田会長)

只今から、第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、全員出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開としておりますので、あらかじめご了解願います。

本日は、審議対象補助金6件のヒアリングを行います。

時間に限りがございますので、進行につきましては、ご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から本日のスケジュール等について説明をお願いします。

(事務局)

本日は財政部長及び財政調整課長は、議会関係の会議に出席しておりますので、そちらの会議が終わりしだい出席いたしますのでご了承ください。

はじめに、本日のスケジュールについてですが、当初予定しておりましたヒアリングの順番ですが「福祉タクシー利用補助金」と「再生資源物回収事業奨励金」の担当課につきましては議会関係の会議があるとのことですので順番を繰り下げて行いたいと思います。

次に、担当課の説明については、事務局から事前に説明内容について伝えてあります。

「補助金の概要」と「増額した理由」を具体的に説明すること。

これまでの補助金審議会からの答申において指摘を受けた補助金については、どのように指摘を反映したのかについて説明すること。

また、補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性について、簡潔に説明すること。

以上の説明を簡潔明瞭にするよう話してありますが、その他不明な点等ありましたら遠慮なく質疑していただければと思います。

次に、配付資料ですが、次第の他に評価表を配付しております。この評価表につきましては、本日のヒアリングを行った結果をメモしていただき、後日見直しを行った上で事務局に提出していただきます。

皆様からいただいた評価表を事務局で纏め、次の審議会（12月1日）で総合評価の検討などいたしますので、11月25日までに提出をお願いします。

本日は、今現在傍聴希望の方はおりませんが、開会中にいらっしゃる場合がありますので予めご了承ください。

私からは以上です。

(山田会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【コミュニティ課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「自治会館建設事業補助金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(斉藤コミュニティ課長)

「自治会館建設事業補助金」について、説明させていただきます。

この補助金は、自治会館建設に要する経費の一部を補助するもので、補助対象経費の2分の1を補助し、自治会の世帯数に応じて、限度額が設定されています。

また、自治会館を増築する場合にも対象となり、増築の場合については、補助対象経費の2分の1を補助しますが、限度額は300万円となっています。

令和3年度予算において、補助金が増額になった理由ですが、令和2年度は新築として、おおたかの森南一丁目自治会（旧西初石6丁目）770万円、増築として松ヶ丘旭自治会300万円、合計で1,070万円を予算計上したところですが、令和3年度は、新築として、一般社団法人美原自治会1,160万円と同じく新築で、若葉台自治会670万円の2自治会で、合計1,830万円の補助額となり、令和2年度に比べて、760万円の増額になったものです。

令和元年12月20日付けの補助金審議会の答申では、A評価をいただいております。

引き続き、計画的な補助金交付を行うために、前年度に補助金活用の意向調査を実施し適正な補助金交付に努めています。

公益性、公平性、必要性については、自治会館は、自治会員のコミュニティ活動に利用されているほか、選挙の投票所として、45ある投票所の内、19の自治会館が指定され、公益性の高いものといえます。

また、新築される自治会館は、地震に対する安全性が確保されることから、災害時にも自治会活動をはじめとした地域の活動を支えるなど大きな役割を果たすものと期待されます。

本補助金は、対象経費の2分の1を補助するものですが、令和元年度の1自治会については、総事業費に占める補助金の割合をみると、世帯数による限度額が設定されていることから、約1割弱となっており、補助金にのみに依存することなく、自己資金が主体となって事業が実施されています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等がありましたらお願いします。

(山本委員)

実行プランの「7 交付団体の決算の状況」にその他の収入がありますが、何を収入として入れているのか教えていただきたい。

また、新築が2件あり一般社団法人格を持つ自治会とそうでない自治会があります

が何か違いはありますか。

(斉藤コミュニティ課長)

その他の収入は、建設費に充てるため自治会が負担した収入です。

また、法人格を持っている自治会とそうでない自治会との違いですが、法人格があれば土地や建物の登記ができます。

(笠間委員)

市内に180の自治会があり半数近くが会館を持っていると思いますが、残りの自治会は今後、自治会館を持つようになるのか。建設計画など、今後の市の方針などあればお聞きしたい。

また、新築する二つの自治会は、これまで市の施設などを活動拠点としていたと思いますが、今後は自治会館を持つことによって、自治会活動をどの程度活性化でき、地域のコミュニティに波及する効果はどんなものかお聞きします。

(斉藤コミュニティ課長)

180自治会の内106自治会が自治会館を持っております。

自治会館を持っていない自治会でも、建設する土地がない、建設費用がないなど、それぞれ自治会ごとの事情はありますが、どうするかはあくまで自治会の判断となりますので、市としては自治会の自由と考えています。

また、今回の2件は新築となっておりますが、もともとあったものを取り壊して新築する、建て替えになります。

(笠間委員)

記載の仕方として、新築となっていれば新たに建てるものと思ってしまうので、建て替えと書いていただければと思います。

(石井委員)

補助対象の2件を比較してみると美原自治会よりも若葉台自治会の方が世帯数が少ないのに補助対象経費は大きくなっており、こちらの方が大きな自治会館を建てるのかなと思いますが、市としてはこのような場合でも自治会の自由意思にまかせるという考えですか。

(斉藤コミュニティ課長)

自治会ごとに考えもあり、積立金の額によっても変わってくると思いますが、補助金は世帯数に応じて出しており上限額の設定もありますし、不足分は自治会負担となっておりますので、補助金としては公平になっていると考えております。

(中村委員)

地震による耐震性など、自治会からの要請なのか、古くなったから建て替えるのかで必要性が変わってくると思います。

また、令和3年度補助対象として要望があがっている2つの自治会館は、新築される予定ですが、現存の自治会館の築年数についてわかればお知らせ下さい。

(斉藤コミュニティ課長)

建て替えの主な理由としては、耐震化や老朽化、バリアフリー化などの対策をして

誰でも使える安全な施設にしようとするものです。

また、この補助金は事業完了（新築・改築）後、15年以上経過しないと次の補助は受けられないとなっております。

築年数については、関係書類などから美原自治会が昭和42年に建築され53年経過しており、若葉台自治会については昭和47年に建築され48年経過していると思われます。

（山田会長）

計画的な補助金交付という観点から前年度に補助金活用の意向調査を行うとしていますが、補助金の平準化を図る意味でも建設の2、3年前には希望を聞くべきと思います。

また、自治会館は災害時の拠点としても必要ですので、災害井戸の設置を義務づけるなどの指導は必要と思いますが、どのように考えていますか。

（斉藤コミュニティ課長）

事前調査につきましては、「遅くても前年までに」ということであり、既に令和4年度、令和5年度まで予定が立っており、市の長期計画にも入っております。

また、災害に対する井戸などについては、コミュニティ課としては考えておりませんが、防災資器材などへの補助関係については防災危機管理課が対応しております。

（山田会長）

新しく建てる施設ですので災害時にも有効に活用できるよう連携して取り組んでください。

（山田会長）

他になければ、以上でコミュニティ課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【コミュニティ課 退室】

【農業振興課 入室】

（山田会長）

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「農林水産業の振興に関する補助金(高生産推進事業費)」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

（海老原課長補佐）

それでは、農林水産業の振興に関する補助金（高生産推進事業費に対する補助金）についてご説明いたします。

この補助金は、流山市の農業の中心を担っている認定農業者が効率化機械や省力化

機械の導入費、施設化に係る経費の40%以内で予算で定める額を上限とし交付するものです。

また、認定農業者以外の農業者においても経費の20%以内と補助率を下げ交付します。補助対象物件は、高額のものもあるため、1件あたり200万円を上限としています。

効率化機械や省力化機械の主なものとして、コンバインやトラクター、収穫した野菜の洗浄機、枝豆袋詰機などです。施設化に係る経費については、ビニールハウスや鉄骨ハウスを建てる経費となります。

次に、増額となった理由につきましては、総事業費が増額したことにより認定農業者への補助率40%が上限のところ令和元年度は、12.2%、認定農業者以外の農業者への補助率については、20%のところ6.1%と十分と言える補助が出来ていないからです。

農業者の高齢化が更に進み、効率化・省力化機械の積極的な購入がひとつの要因であると考えております。農業に関する機械は、大量生産ができず台数が少ないこと、複雑な製品が多いことなどから高額になってしまいます。

また、施設化の事業費が増えていることに関しては、近年の異常気象によるビニールハウスの破損等による影響や、狭い農地で生産性を上げるため施設化へ移行していることが原因だと考えております。

平成29年度の審議会におきまして、積算根拠がもたらす都市農業振興への効果等を具体的に開示するよう指摘を受けておりました。

まず、大きな話になってしまいますが一次産業である農業を守るということは、日本の国民の生活基盤を守ることだと思っております。また、令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で食料自給率等を37%から令和12年度までに45%までに高める目標を掲げています。これ以上国内の生産基盤を失うようなことは、あってはならないと思っております。

本市の農業についても農業従事者の高齢化が進んでいること、都市化が進み農地が減少していることなどが要因で生産基盤を失っています。これ以上失うことがないよう農業従事者を支援していくため補助事業が必要だと考えております。そして、都市農業の振興は、6つの多面的機能があり市民の暮らしを豊かにします。1つめは、地産地消機能、2つめは、まちなみにうるおいや個性をもたらす景観創出機能、3つめは、地域にふれあいをもたらす交流創出機能、4つめは、農や食をとおして学びの機会をつくる食育・教育機能、5つめは、まちの環境を整える環境保全機能、6つめは、防災機能です。

本補助金の公益性につきましては、市内農業の振興、食料自給率の向上に繋がることから、公益性はあると考えます。

公平性につきましては、認定農業者とそれ以外の農業者で補助率は異なりますが、すべての農業者が補助対象者です。

また、申請順で補助決定するものではなく、年度の全体事業費を確定させてから補

助金を分配していることから公平性があると考えます。

必要性につきましては、都市農業の振興、農業所得向上による税収の確保、効率化・省力化機械の導入により肉体負担の軽減を図ることができ、農業者の健康面で良い効果が得られると考えられます。

効果につきましては、施設化、効率化機械等を導入することによりどんな時期でも安定して収穫することができ、品質の高い作物が生産できます。収穫された野菜等は、小中学校に供給されるなど、地産地消の推進に繋がっています。また、施設化することで、病虫害の影響を受けにくくなるため、農薬も少なくなり環境に配慮した農業を実践できることが考えられます。

適切性につきましては、施設化及び、効率化・省力化機械の導入については、野菜等の生産性・収益性を高める効果がいち早く現れるものと認識しており、補助することは、適切であると考えます。各農業者は、補助金に依存することなく、修繕費、維持管理費をはじめ多くの負担があり自助努力をしていますので事業の適切性は、保たれていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等がありましたらお願いします。

(笠間委員)

資料に総事業費の記載がありますが、この積算の根拠を教えてください。

(海老原課長補佐)

農協が中心となって機械等の購入など行っておりますので、メーカー等からの見積もりを基に農協が取りまとめ積算をしたものです。

(笠間委員)

認定農業者の総事業費が1,025万円で、その他の農業者が1,000万円となっておりますが、これは農協から購入したものでしょうか。

また、件数としてはどの位あるのか。総額だけ書かれても分かりません。

(染谷農業振興課長)

農協に係わらず、農協を中心として認定農業者等が年間に購入した費用であり、申請をしていただいています。

件数としては、認定農業者が43経営体で家族もおりますので人数としては58人です。

また、対象の農業者が毎年補助を受けるわけではなく、入れ替わりますので毎年件数は変動します。

実績としては、総事業費が平成30年度、令和元年度ともに5,000万円を超えておりますが、算出基準としては補助率を上限（認定農業者40パーセント以内、その他の農業者20パーセント以内）とし、総事業費を抑えて積算しております。

(石井委員)

平成29年度からの補助金の予算額を見ると毎年約460万円で同額となっており、総事業費が大きくなると補助率が下がるという構図になっております。

本気で、この補助目的を達成しようとするのであれば、予算額をアップしなければいけないのではないかと思います。

(染谷農業振興課長)

実績としては、本市の都市化に伴い、効率化・省力化を図り生産性を向上させるため、平成30年度から急激に高額な機材の購入が増えておりますが、それ以前は2,000万円程度の総事業費で推移しておりましたこともあり、令和3年度予算は少し増額要望したところです。

(石井委員)

補助件数は毎年30件程度ですが、これは同じ人が多いのですか。

(染谷農業振興課長)

中には連続して申請する人もいますが、大半は毎年違う人になります。

(神田委員)

実行プランの中に、天災害への対策支援もしていくと書かれていますが、そのための予算枠はあるのですか。

(染谷農業振興課長)

ございます。千葉県が天災害に伴う農業被害として認定した場合には、申請していただければ、これとは別に国費・県費に市費もプラスして支援する補助金があります。

(高橋委員)

補助の必要性は感じますが、農業者の収入を上げる場合の例のようなものはありますか。

(染谷農業振興課長)

例えば、作る作物を替えてみるとか、作付けや収穫の時期を変えることで単価アップを図るために私財を投入したら、これに対して補助をすることで家族経営の農業を支えたいと考えています。

(山田会長)

予算額が決まってから案分して分配するというやり方ではなく、担当課として必要な予算と感じているのであれば、補正予算を組んでも確保していくという気構えがほしいと思います。

総事業費がこれだけ大きくなっている中、毎年同じ予算額でやっていたのでは流山の農業は守っていけないのではないかと感じました。

市長や議会などに対しても補助の必要性を説明していく努力がほしいと思います。

(染谷農業振興課長)

これまで補正予算の要求はしていませんが、担当課としても増額の必要性を感じており、今回、増額要望したものです。

(山田会長)

他になれば、以上で農業振興課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【農業振興課 退室】

【商工振興課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「企業等立地促進奨励金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

企業等立地促進奨励金は、平成18年に施行した「流山市企業立地の促進に関する条例」及び、同施行規則に基づく、企業立地の優遇制度で、条例及び規則に規定する各種要件を満たす立地企業等に対して交付するものです。

この企業等立地促進奨励金に対する評価としましては、昨年の審議会の答申の中で、「本市へ立地した企業に対し、固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を一定期間助成することで、企業等の立地を促進し、市民の雇用機会の増大及び市内企業等の事業機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興等に寄与する。」として「A評価」をいただいております。

続いて、流山市の企業等の誘致の現状についてですが、昨年まで、製造業の事業者からの工場用地取得の問い合わせがありました。新型コロナウイルス感染問題を起因とした全国的な民間企業の設備投資の見送りの流れを受けてか、令和2年度は用地取得に関する問い合わせはほぼなくなっている状況です。

小児科クリニックについては、現在複数の小児科医と接触中で、いずれもテナントでの開業を希望されています。

産科については、開業に至る案件がございません。

なお、令和3年度に奨励金交付額が増額となった理由ですが、令和2年5月に流山おおたかの森西地区に総合土木工事業の研究施設が立地したことによるもので、当該企業に交付する企業等立地促進奨励金が新たに発生したためです。

以上で説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等がありましたらお願いします。

(高橋委員)

これまでの流山市への効果や今後の見通しについてお聞かせください。

また、立地による雇用はありますか。

(秋元誘致推進室長)

事業を実施したことによる効果として、一番大きなものは税収の向上です。

令和2年5月に立地した企業では、土地と建物の取得で高額な資本を投下しており、これにかかる固定資産税及び都市計画税が翌年度から入ってまいります。

また、研究施設ということもあり研究機器類や内装工事費などの償却資産を有しますので、これらに係る固定資産税も発生します。

雇用に関しましては、新しい事業部門を立ち上げたりはしていないので、流山で新たに正社員を募るといったことはしておりません。

ただし、今回の立地に当たり5名のパート職員が採用され、そのうちの1名は流山市の方と聞いております。

(石井委員)

補助金の推移で見ると平成30年度の予算が約1,300万円であるのに対して、令和元年度と2年度は約200万円と少なくなっていますが理由は何か、また、将来の見込みはどうなっていますか。

(秋元誘致推進室長)

これは、経済変動とかそういうものではなく、立地した企業に対して基本は5年、本社機能を立地した場合は7年の期間での補助となっており、平成30年度までに立地した企業の中に交付額が1,000万円を超える大きな企業があったことが要因で、令和元年度からは、その企業の補助期間が終わったため大きな減額となっております。

したがって、毎年の予算額は立地した企業の規模や数、補助期間などによって違ってきます。

(石井委員)

そもそもの発想としては来てくれた企業に補助するのではなく、市が働きかけて来てもらうのが誘致だと思います。

医療機関や先端企業など、そうしたものに働きかけはどのように考えていますか。

(秋元誘致推進室長)

営業的なことでは、製造業などでは、本市は工業系の用途地域が少なく、誘致場所が限られていることもあり、直接ではなく、千葉県が行っている工業系への発信とタイアップして本市を誘致場所として紹介してもらっております。

また、本市に少ない小児科や産科を誘致したいとの考えもあり、これを対象業種として本市を紹介するためには、開業を検討している勤務医への働きかけが必要ですが、直接的な接触は難しいので、このような勤務医が相談する開業コンサルタントなどを通して本市の誘致事業を紹介してもらうほか、首都圏に居住する小児科及び産科の勤務医を対象に絞ったインターネット広告を配信することで、本市の市場性と誘致情報が届くようにしております。

(山田会長)

他になれば、以上で商工振興のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【商工振興 退室】

【指導課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「児童生徒大会派遣事業補助金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(木藤指導課長補佐)

児童生徒大会派遣事業補助金について説明いたします。

本事業は、児童生徒が、県・関東・全国の各総合体育大会及び文化的コンクールに出場するための旅費等を予算の範囲内で補助するものです。

従って、不足が生じた場合には、補助金額を圧縮し予算内に納める措置をとってまいりました。

令和元年度「決算審査特別委員会」において、議員より児童生徒数が増加しているにもかかわらず、補助金の予算が増額されておらず、派遣費用が満額補助されていないことが指摘されました。

この指摘を受け、課内での検討の結果、補助金の増額を要望するものです。

大会派遣に係る費用については、大会の開催地、大会の参加人数によって左右することなどから、その年の補助額を事前に算出することは難しいため、過去の派遣費について満額補助した場合を想定し、見積もりを行いました。

実際に、平成29年度から令和元年度までの直近3年間は、予算確保した金額を大幅に超えたため、全額補助をすることができず、およそ100万円の保護者負担を求めることになりました。千葉県立学校私費会計取扱要綱において、保護者負担の軽減についても定められていることから、全額補助金を支出できるような予算体制を整えることが必要であると考えております。

また、公益性につきましても、本市教育振興基本計画の中に、部活動の充実、運動・スポーツ活動の充実、健やかな体の育成についての位置づけがあり、これに基づいてのものであります。

公平性では、学校に所属している全ての部活動（運動部・文化部）に関わる児童生徒が対象となる事業であり公平性は担保されております。

必要性については、保護者の費用負担の軽減が一番の目的です。

大会派遣費だけではなく部活動では他にも費用が掛かりますので、このことで入部を断念するような児童生徒が出ることがないように保護者負担の軽減を図ることが必要と考えます。

効果についても、近年、本市児童生徒の部活動等での活躍は目覚ましく、全国大会等への出場件数が増加しています。

全国大会等への出場者数は、該当年度の成績に左右され、また、開催地によって交通費も増減しますが、旅費等必要経費を補助することで参加する児童生徒のすそ野が広がるということでも効果があると思います。

適切性では、平成29年9月28日付けの補助金等審議会からの答申でもA評価をいただいております、特に指摘を受けている事項もなく適切であると考えております。

以上で説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等がありましたらお願いします。

(高橋委員)

各大会の主催団体側が参加旅費等の費用を含めて予算化し、参加市が請求に基づいて負担するという制度化が必要と思いますが、いかがですか。

(木藤指導課長補佐)

各学校で取りまとめ、参加生徒に請求しておりますので問題はないと思います。

(笠間委員)

実際の大会等での実績にはどのようなものがありますか。

(木藤指導課長補佐)

音楽の大会（コンクール）で言いますと、みんな金賞を目指して頑張っており流山でも金賞を取っている学校もあります。

運動系でも上の大会に進んでいるものもあり、それぞれです。

(石井委員)

近隣市と比較しても本市の補助割合は低く、大会などで上に行けば行くほど保護者負担が大きくなり、参加する生徒のモチベーションが下がるのではないかと感じます。

生徒たちは流山市の宝。それくらいの勢いで育てていくべきで予算を固定化しなくても良いと思います。

(中村委員)

流山市の補助率（一人当たりの補助額）が他市に比べて低いというデータはありますか。

(木藤指導課長補佐)

予算額では、鎌ヶ谷市と本市がほぼ同じですが、学校数では本市が25校で鎌ヶ谷市は14校ですので、単純に比較しても1校当たりの補助額はかなり少ないといえます。

(神田副会長)

全国大会に出るなどで、学校格差はありますか。

(木藤指導課長補佐)

それぞれの部活動（競技）によって、学校や年度により強い弱いの濃淡はありますが、特定の学校だけに偏るということはありません。

(山田会長)

部活の数が減ってきているという話を聞くが、学校としてどのように考えているか。
また、部活に所属していれば補助するが、個人で努力して何々大会に出るなどという生徒には補助がないということについての考え方や理由について伺いたい。

(木藤指導課長補佐)

部活の減少や加入率の減少については、何処に原因があるのか明確なものではなく、難しいが、学校に希望する部活がないので民間のクラブチームに加入している児童生徒は少なからず居ると思います。

これについては、家庭での月謝などの支払いが発生することは承知しておりますが、このようなケースまで補助の範囲を広げるのは難しいので、全ての児童生徒が在籍している学校での部活に対象を絞っております。

また、個人で活躍する児童生徒については、生涯学習の方で行っている奨励金事業である程度は担保されるのではないかと考えております。

(山田会長)

令和元年度決算のその他の収入で110万円ありますが、何の収入で今年もありますか。

(木藤指導課長補佐)

これは、保護者負担分の収入ですが、今年は新型コロナの影響で大会の開催など不透明な状況となっておりますので、収入の見込みも難しい状況です。

(山田会長)

他になければ、以上で指導課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【指導課 退室】

【障害者支援課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「福祉タクシー利用補助金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(岩本障害者支援課長補佐)

「福祉タクシー利用補助金」についてご説明いたします。

本制度は、在宅で生活する重度の障害がある方を対象に、身体障害者手帳1級・2級、下肢障害3級、及び療育手帳の重度④からAの判定を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象であり、社会参加の促進を図ることを目的として、外出する機会の拡大及び経済的負担の軽減を図るために720円を上限に助成しているものです。

増額となった理由につきましては、本年度の7月から透析通院患者に限り、新型コロナウイルス感染リスクの低減を目的に最大で216枚の追加交付を行ったものです。

これは、病院への通院時に不特定多数の方が利用するような電車やバスでは、感染のリスクが高くなり、感染した場合、重篤化する恐れもあることから、タクシーを利用して通院していただけるよう追加をしたものです。

令和3年度においても新型コロナウイルスの収束が見込まれないため、引き続き追加交付を行うものです。

なお、令和2年2月にタクシー初乗り料金の改定があり、従来は初乗り2kmで730円であり、市から9割分の650円の助成だったものが、初乗り料金が730円から500円と下がりましたが乗車距離は1.27kmとなり、同じ2kmを乗車するのに800円となってしまったため、従来距離2kmを保障するために制度設計を行ったところ、助成額が650円から上限が720円へと80円増額となり拡大されたものです。

平成29年度と同審議会におきまして、本助成金は障害者の自立の促進に寄与するものとして、A評価をいただいております、継続して事業を行っているところです。

積算根拠については、平成27年度から令和元年度の5年間の実績を基に平均値を算出し、新たに透析通院に係る追加交付分を見込みました。

本助成金の公益性につきましては、在宅での重度障害者が社会参加をするうえで、タクシーを利用することは貴重な交通手段となっており、その運賃の一部を助成すること、2km相当の距離を保障することで、経済的負担の軽減が図られ、社会参加の拡充となるため福祉の向上につながっているものと考えます。

公平性につきましては、移動が困難なことにより社会参加の機会が少なくなる重度障害者であり、在宅生活での福祉サービスの充実を図るうえで、タクシーを利用することにより社会参加の機会が得られることから、市民の理解を得ることができ公平であると考えます。

必要性・効果につきましては、電車・バスの利用が困難な重度障害者の社会参加を促進するうえで、福祉タクシー利用の継続は、タクシー運賃の一部を助成することで、障害者の社会参加の拡大経済的負担の軽減を図ることができ、非常に効果的であると考えるます。

特に、透析通院をしている方は病院への通院は必要性があるものであり、欠かすことのできないものです。

適切性については、タクシー券と障害者手帳を運転手に提示し本人確認を行うことで、第三者の不正利用防止が図られております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等がありましたらお願いします。

(高橋委員)

タクシー券は、年間で事前の請求に基づいて配付するものですか。

また、残ったタクシー券はどうしていますか。

(岩本障害者支援課長補佐)

チケットは一冊に綴じて、年度当初に該当者に配付しております。

そして、利用するたびに障害者手帳を提示したうえでチケットをタクシー会社（運転手）に渡し、1回につき1枚の使用で月毎にタクシー会社が市に請求する方法です。

また、チケットの使用期限を1年と定め年度末の3月31日までと明記しておりますので、残ったチケットはそのままで回収は行っておりません。

(石井委員)

利用できるタクシー会社はどのくらいあるのか。個人タクシーでも使えるのか。

(岩本障害者支援課長補佐)

流山市福祉タクシー協力会という組織があり、ここに加入している会社が利用対象となっており、現在72社が加入しております。

(石井委員)

令和2年度の見込みで補助件数が約2万1,000件と、前年と比較して約1万件減っていますが、新型コロナの影響ですか。

(岩本障害者支援課長補佐)

新型コロナの影響で外出を控えるようになったことが要因かと思います。

(石井委員)

病院に通ったりするため必ず利用するものだと思うので、このような要因で利用が減るのですか。

(岩本障害者支援課長補佐)

透析患者の利用は必ず必要ですので増えておりますが、一般の方は家族が在宅勤務などで家にいることが多くあり、家族が送迎をしていることなどで、この分の利用が大幅に減っているようです。

(山田会長)

対象人数でいうと、どのような推移になっていきますか。

(岩本障害者支援課長補佐)

平成29年度が1,253人、平成30年度が1,271人、令和元年度が1,262人、令和2年度が1,222人となっております。

(山田会長)

人数的な変動は少ないようですが、補助件数で見ると平成30年度と令和元年度では3万件を超える利用実態がありますが、真に必要なものに使われているかという検証やチェックはされていますか。

(岩本障害者支援課長補佐)

各対象者の使用枚数などは確認しておりませんが、この補助金は重度障害者の社会参加を目的としており社会活動の範囲の拡大を図るものですので、どういう目的で使用

したかなどは把握しておりません。

(山田会長)

通院や買い物等どのような利用が多いのか、何らかの形での分析が必要ではないでしょうか。このような分析をすることにより、必要な方に必要な枚数が配付されるようになるのではないかと思います。

(笠間委員)

配付をするときの基準についても、前年は必要であっても今年は必要ないという人もいると思います。

そのようなチェックはどのようにしているのか。分析をした上で配付を考えないとタクシー券利用の成果が得られないのではないのでしょうか。

(岩本障害者支援課長補佐)

来年度、タクシー券を配付する際にアンケート調査を試みようという意見が係内にありますので、今回の御意見については、この中で検討したいと思います。

(山本委員)

この補助金と並行して自動車燃料給油券の配付もあるので、これも含めて検討していただけたらと思います。

(岩本障害者支援課長補佐)

わかりました。

(山田会長)

他になければ、以上で障害者支援課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【障害者支援課 退室】

【クリーンセンター 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「再生資源物回収事業奨励金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(小野クリーンセンター所長)

「再生資源物回収事業奨励金」について説明いたします。

対象者となるものは、市から登録を受けた再生資源物収集運搬業者であり市内7業者となります。

次に、趣旨・目的については、市民が自主的に行う集団回収について、その活動を行う再生資源物収集運搬業者が、廃棄物の減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成を推進するものです。資源物と言われているものは、古新聞・雑誌・ビン・缶・

布類になります。

効果については、再生資源物収集運搬業者は、集団回収によって回収された資源物を品目ごとに収集運搬する。

市は、安定的な収集運搬及び更なる資源化の促進のため、収集運搬の量に応じ、予算の範囲内で奨励金を交付するものであります。

令和3年度の予算要求額では1億8,558万円、前年度当初予算では8,898万円であり大幅な増額となっております。

増額の理由としましては、再生資源物収集運搬業者の経営を維持するためのものです。

公益性については、地域コミュニティの形成に役立つと共に、廃棄物の減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成に寄与するものです。

公平性については、市内全域の再生資源物の収集を行っており、集団回収を行っている団体は、自治会を中心に市内254団体あり市内全市域をカバーしております。

必要性については、平成24年度より一部行政回収から集団回収1本化に移行し9年目となり、市民の資源物集団回収が定着していることから、これからも資源化を促進するための当該奨励金は必要と考えております。

効果については、ごみ回収及びごみ処理経費の節減に寄与するものです。

適切性については、安定的かつ適切な収集を定期的に行い、実績報告書についても毎月事業者から提出されており、集団回収に要する経費として使用されているところです。

次に、資料「再生資源物回収事業奨励金とは」及び「奨励金の推移」について説明。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等がありましたらお願いします。

(笠間委員)

再生資源物回収業者7社は、回収した資源物を売却した収益があり、回収に要した費用との差額で赤字ということですか。

昨年までの経営状態はどうだったのか、急に1億円不足するので増額してほしいということが全く理解できません。どのように説明しますか。

(石田副所長)

7社で組織するリサイクル事業協同組合から、令和元年の12月ころから、中国の輸入制限の影響で紙の価格が大幅に下落しているという情報がありました。

その後、今年に入ってからには新型コロナの影響、電子化などにより新聞など紙媒体が減ったこと、個人の方が集団回収には出さずにスーパーなどに持って行ってしまいうなどで収集量が減っています。しかし、収集量が減っても運搬車両や人工は変わらないので費用負担の方が大きくなってしまい昨年から相談を受けていました。

また、今年に入り当該組合から値上げに関する要望書が出されたことから、当該組合に対し再生資源の収集運搬に要する直接経費の収支を出していただいたところ、実際に赤字での経営となっていることを確認しました。

その後、何度か協議を重ね、単価当たり10円を上げることにより直接経費と売り払いのバランスが取れるということになりました。

(笠間委員)

私達が判断する上では、直接経費の収支などの資料も見てみないと何とも言えませんので開示していただきたいと思います。

(石田副所長)

分かりました。

(山本委員)

今回、私たちが判断しなければならないのは10円値上げの妥当性だと思います。

紙・布類が9円から19円に、ビン・缶類が12円から22円に、それぞれ10円の値上げになった根拠のところを分かりやすく説明していただきたい。

(石田副所長)

ビン・缶の内、缶については有価物として処理できますが、ビンについては逆有償となっており、お金を出して処理してもらっています。

これまでは、紙類が高く買われていましたので何とかなっていました。中国の輸入制限の影響などで紙の価格が下落してしまい採算が取れなくなりました。

他市他県においても影響は出ており、事業が成り立たないということで資源回収をやめてしまった自治体もあります。

(神田副会長)

リサイクル団体が平成27年243団体から平成31年254団体に増えていますが、どのような団体が増えたのですか。

(石田副所長)

区画整理地内の自治会やマンションの管理組合などが増えており、子供会や老人会は若干減っております。

(山田会長)

色々と説明は伺いましたが、約1億円値上げの根拠が数字として示されないような状況なので、審議会としても十分な精査が必要だと思います。

改めて意見を取りまとめ答申の中に入れてたいと思います。

他になれば、以上でクリーンセンターのヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【クリーンセンター 退室】

(山田会長)

以上で本日のヒアリングを終了します。

最後に、その他で事務局から何かありますか。

(事務局)

評価表の提出を11月25日までに事務局にメールでお願いします。

また、次回開催日は12月1日（火）です。
(山田会長)
以上で、第2回補助金等審議会を終了します。
ありがとうございました。

閉 議 16時15分

流山市補助金等審議会
会長 山 田 聡